

## Ⅲ 毎月勤労統計調査特別調査の結果の概要

### 1 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

### 2 調査の対象

厚生労働省が指定した調査区に所在する事業所のうち、調査期日現在1～4人の常用労働者を雇用している事業所（以下「事業所規模1～4人の事業所」という。）で、県内265事業所である。

ただし、調査範囲となる産業については日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業であり、そのうち、主な事業が農業、林業及び漁業の事業所、家事サービス業及び外国公務、立法、司法の事務及び行政事務を直接行う事業所を除いている。

### 3 調査期日

平成28年7月31日（給与締切日の定めがある場合には、平成28年7月の最終給与締切日）

#### 4 調査の結果

##### (1) 賃金

###### ① きまって支給する現金給与額

平成28年7月における事業所規模1～4人の調査産業計事業所（以下、特に断りのない調査産業計に関するものである。）の月間きまって支給する現金給与額は、前年と比べ82（0.4%）増の196,999円であった。

また、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額の格差は、事業所規模30人以上を100とした場合に71.6であった。

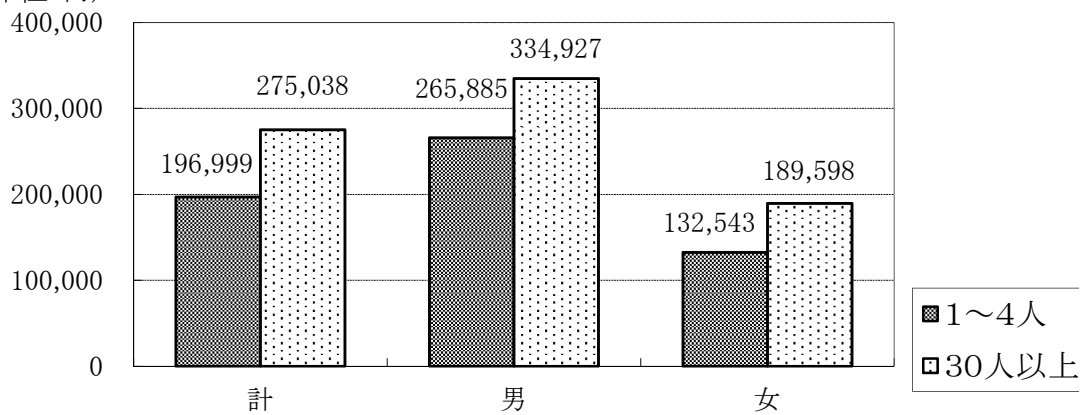
表8-1 産業別きまって支給する現金給与額及び規模別の格差

産 業	計			男			女	
	実 額	格 差		実 額	格 差		実 額	格
		全国平均 =100	本県30人 以上=100		全国平均 =100	本県30人 以上=100		
	円			円			円	
調査産業計 (参考:平成27年)	196,999 ( 196,174 )	100.7	71.6	265,885 ( 274,423 )	99.6	79.4	132,543 ( 123,384 )	93.4
建設業	238,462	94.3	70.3	256,650	90.5	72.2	150,424	100.5
製造業	212,435	96.0	72.5	260,490	94.8	78.4	119,176	86.0
卸売業, 小売業	207,182	105.2	99.4	313,654	115.4	99.9	126,038	88.0
サービス業, 娯楽業	117,869	81.2	71.0	122,815	58.7	55.8	116,571	91.2

(注) 本県30人以上規模については、毎月勤労統計調査地方調査の平成28年7月分調査結果による。

図6-1 規模別きまって支給する現金給与額(調査産業計)

(単位:円)



###### ② 特別に支払われた現金給与額

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年と比べ5,195円増の204,154円であった。

の限り  
5円

以上7

差
本県30人 以上=100
69.9
67.9
64.6
95.2
94.8

る。

]

いた現

表8-2 産業別年間特別に支払われた現金給与額と支給割合

産 業	計		男		女	
	実 額	支給割合	実 額	支給割合	実 額	支給割合
調 査 産 業 計	204,154	1.04	297,812	1.12	111,344	0.84
(参考：平成27年)	(198,959)	(1.01)	(292,649)	(1.07)	(108,357)	(0.88)
建 設 業	176,257	0.74	192,503	0.75	96,927	0.64
製 造 業	143,582	0.68	183,581	0.70	65,467	0.55
卸売業、小売業	188,770	0.91	353,330	1.13	59,280	0.47
生活関連サービス業、娯楽業	11,931	0.10	22,642	0.18	8,939	0.08

(注1) 支給割合は、7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間・出勤日数

① 労働時間

通常日1日の実労働時間は、前年と比べ0.2時間減の6.9時間であった。男女別では、男が0.3減の7.7時間、女が0.2減の6.1時間であった。

② 出勤日数

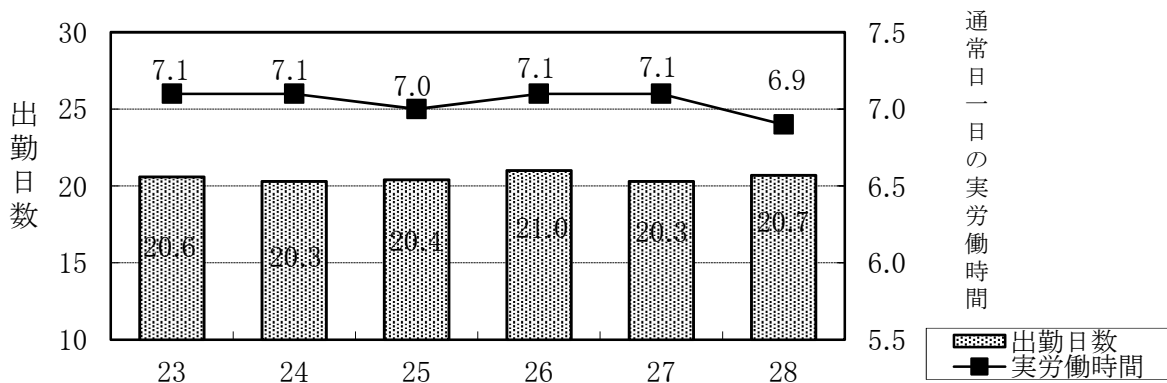
出勤日数は、前年と比べ0.4日増の20.7日であった。男女別では、男が前年同値の21.4日、女が0.6日増の20.0日であった。(図3-2)

表8-3 産業、規模別通常日1日の実労働時間等

産 業	実 労 働 時 間				出 勤 日 数			
	本県 1~4人	参考 (H27)	全 国 平 均	本県 30人以上	本県 1~4人	参考 (H27)	全 国 平 均	本 県 30人以上
調 査 産 業 計	6.9	7.1	7.0	8.0	20.7	20.3	20.2	19.6
男	7.7	8.0	7.8	8.4	21.4	21.4	21.6	20.2
女	6.1	6.3	6.5	7.2	20.0	19.4	19.1	18.8
建 設 業	7.4	7.7	7.5	7.8	21.6	21.7	21.6	22.1
製 造 業	7.4	7.6	7.3	8.4	20.9	21.0	20.9	19.9
卸売業、小売業	6.9	7.3	7.2	6.9	21.4	20.7	20.7	19.6
生活関連サービス業、娯楽業	6.6	7.0	6.9	6.8	19.4	20.0	20.1	20.1

(注) 事業所規模30人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成28年7月分であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

図6-2 通常日1日の実労働時間等の推移



(3) 雇 用

平成28年7月31日現在の事業所規模1～4人の事業所における常用労働者数は22,500人で、前年と比べ1,687人(7.0%)減少した。

この内訳は、男が10,876人で前年と比べ780人(6.7%)減少、女が11,624人で前年と比べ907人(7.2%)減少となっている。

産業別構成は、卸売業、小売業が22.9%と最も多く、次いで製造業の18.1%、建設業の10.7%の順であった。

図6-3 規模別常用労働者の産業別構成

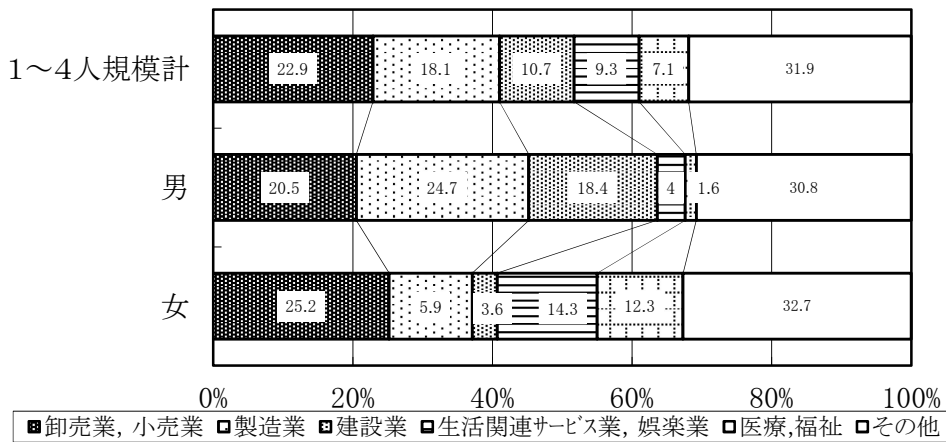


表8-4 常用労働者の男女構成(1～4人規模)

区分	1～4人計				
	人	男人数	比率	女人数	比率
平成24年	30,043	13,120	43.7%	16,923	56.3%
平成25年	23,174	10,697	46.2%	12,478	53.8%
平成26年	22,674	10,605	46.7%	12,069	53.3%
平成27年	24,187	11,656	48.2%	12,531	51.8%
平成28年	22,500	10,876	48.3%	11,624	51.7%

## 5 統計表（平成28年7月）

産 業	常 用 労 働 者 1 ～ 4 人 の 事 業 所					特別に支払われた 給与(年間)(円)
	常用労働者数(人)	月間出勤日数(日)	通常日1日の 実労働時間数(時間)	月間定期給与(円)		
調 査 産 業 計	22,500	20.7	6.9	196,999	204,154	
男	10,876	21.4	7.7	265,885	297,812	
女	11,624	20.0	6.1	132,543	111,344	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 計	-	-	-	-	-	
男	-	-	-	-	-	
女	-	-	-	-	-	
建 設 業 計	2,410	21.6	7.4	238,462	176,257	
男	1,997	21.8	7.5	256,650	192,503	
女	413	20.6	7.2	150,424	96,927	
製 造 業 計	4,069	20.9	7.4	212,435	143,582	
男	2,685	21.3	7.9	260,490	183,581	
女	1,384	20.0	6.3	119,176	65,467	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
情 報 通 信 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
運 輸 業 , 郵 便 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
卸 売 業 , 小 売 業 計	5,156	21.4	6.9	207,182	188,770	
男	2,230	23.3	8.1	313,654	353,330	
女	2,926	19.9	6.0	126,038	59,280	
金 融 業 , 保 険 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 計	1,131	19	7	168,624	378,104	
男	414	20	8	248,287	673,593	
女	717	19	7	122,675	188,848	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 計	1,607	22.4	5.6	143,814	3,374	
男	434	24.7	8.0	203,502	-	
女	1,173	21.5	4.7	121,750	4,660	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業 計	2,098	19.4	6.6	117,869	11,931	
男	436	13.8	6.4	122,815	22,642	
女	1,661	20.8	6.7	116,571	8,939	
教 育 , 学 習 支 援 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
医 療 , 福 祉 計	1,608	19.9	5.7	161,074	261,374	
男	176	21.1	6.9	247,336	591,146	
女	1,432	19.8	5.6	150,454	210,368	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 計	X	X	X	X	X	
男	X	X	X	X	X	
女	X	X	X	X	X	
サ ー ビ ス 業 計	1,620	22.2	7.4	211,879	232,901	
男	938	22.6	7.9	260,340	246,826	
女	682	21.8	6.7	145,239	213,754	

注1 :「-」は該当数字なし、「X」は集計数が少ないため、公表していない。

注2 :特別に支払われた給与は、勤続年数1年以上の常用労働者を対象に、平成26年8月から平成27年7月までの1年間に支払われたものの累計である。

## 6 主な用語の定義

### (1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めず、又は、1か月を越える期間を定めて雇われている者。
- ② 同一の事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の業務に従事し、役員としての報酬以外に一般労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記①、②の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

### (2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約及び就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

### (3) 特別に支払われた現金給与額

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

### (4) 出勤日数

調査期間中に、労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、1日に1時間でも就業すれば、出勤日とする。

### (5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間は除く。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとしている。

### (6) 16大産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）のことである。

また、本調査でいう調査産業計とは、前記16大産業の合計である。なお、調査事業所が少ない産業（情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、複合サービス事業）については、秘密保持のため表章はしていないが、調査産業計には含めてある。